こどもまんなか
こども家庭庁

こども誰でも通園制度について

○　令和６年６月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等 ※小学校就学まで						小学校 ※満６歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから
就労要件なし	こども誰でも通園制度 ・就労要件を問わない ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 ※０歳６か月から満３歳未満を想定			幼稚園　※満３歳から小学校就学まで			

【本格実施に向けたスケジュール】

令和６年度	令和７年度	令和８年度
○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・118自治体に内示（令和６年８月30日現在） ※年末までに令和７年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。	○ 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業） ・自治体の判断において実施 ※年末までに令和８年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。	○ 法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で実施

出典：こども誰でも通園制度自治体オンライン説明会（令和６年11月20日）配布資料